

第四十八回国会 衆議院 地方行政委員会 議録 第二十四号

昭和四十年三月三十一日(水曜日)

午前十時十七分開議

出席委員

- 委員長 中馬 辰猪君
- 理事 龜山 孝一君
- 理事 田川 誠一君
- 理事 川村 継義君
- 理事 大石 八治君
- 理事 龜岡 高夫君
- 理事 武市 恭信君
- 理事 野呂 恭一君
- 理事 森下 元晴君
- 理事 山崎 巖君
- 理事 秋山 徳雄君
- 理事 細谷 治嘉君

- 理事 久保田四次君
- 理事 中島 茂喜君
- 理事 安井 吉典君
- 理事 奥野 誠亮君
- 理事 瀬戸山三男君
- 理事 登坂重次郎君
- 理事 村山 達雄君
- 理事 森田重次郎君
- 理事 和爾俊二郎君
- 理事 華山 親義君
- 理事 門司 亮君

出席國務大臣

- 自治大臣 吉武 恵市君

出席政府委員

- 自治政務次官 高橋 禎一君
- 自治事務官 松島 五郎君
- (大臣官房長) 柴田 護君
- 自治事務官 柴田 護君
- (財政局長) 柴田 護君

委員外の出席者

- 大藏事務官 平井 迪郎君
- (主計官) 簡井 敬一君
- 農林事務官 簡井 敬一君
- (林野庁林政部長) 簡井 敬一君
- 自治事務官 石川 一郎君
- (財政局交付税課長) 石川 一郎君
- 自治事務官 森岡 敏君
- (稅務局固定資産課長) 森岡 敏君
- 産稅課長 森岡 敏君
- 専 門 員 越村安太郎君

三月三十一日

委員島村一郎君及び吉田賢一君辞任につき、そ

第一類第二号 地方行政委員会議録第二十四号

の補欠として野呂恭一君及び麻生良方君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員野呂恭一君及び麻生良方君辞任につき、その補欠として島村一郎君及び吉田賢一君が議長の指名で委員に選任された。

本日の会議に付した案件

地方交付税法の一部を改正する法律案(内閣提出第六二号)

○中馬委員長 これより会議を開きます。

地方交付税法の一部を改正する法律案を議題とし、質疑を行います。

質疑の通告がありますので、順次これを許します。細谷治嘉君。

○細谷委員 時間も一時間に限られておりますので、ひとつ時間を効果的に使えるように御回答いただきたいと思います。

まず、第一にお尋ねいたしたい点は、昭和四十年度の予算の要求にあたって、自治省では、国税三税に対する交付税率三〇%と、こういうことを要求し、その後減税等の関係をにらみ合わせて三〇・四%という要求をなされたわけですか。三〇%から三〇・四%にした際には、地方財政の現状からこれだけの交付税は確保しなければならぬというところで、逆算をして三〇・四%というのが出たわけですか。それが今度二九・五%となつて、はたして自治省が考えておられるような地方財政の窮乏というものに対する潤滑油的な役割りを果たせるかどうか、その間の経緯と自治省のお考えをまず承りたいと思う。

○吉武國務大臣 お尋ねの点でございますが、御指摘のように私どもは最初三〇・四、すなわち

一・五アップを要求をいたしました。その限額は、一つは減税補てん、つまり三十九年度の国税の減税と四十年年度の国税の減税、その減税に基づいて地方税として減るものを幾らと見るかという計算をいたしますと、三十九年度は百三億、それから四十年年度が二百四十四億、合計で三百四十七億、それにその他の減税を二十億見まして、合計三百六十九億、これをパーセンテージに引き直しますと、三〇・四になるわけでございます。したがって、それを要求したのであります。その基本的な根拠はつまり財源が不足するからということがございまして、そこで、その財源の不足の点は、財政需要を見ても、税の伸び悩みや、その他を見て、一十億程度は足りない。だから、これだけ補てんしていただかなきゃならぬという根拠において要求をいたしましたわけですか。

ところが、その財源として一十億足りないというところは、従来の仕事を基本にして考えますと、これは、それだけ足りないわけでありまして、それはもう地方行政というものがだんだんと充実してまいります。やる仕事が多くなります。それから、そうあるべきことは当然でございますが、御承知のように国もいろいろな仕事をやらなきゃならぬ。本年度の、つまり四十年年度の予算は、全体から見て二・四%の伸びにとどめた健全均衡財政をとっているわけでありまして、ところが地方財政のほうには、三十九年度をこらういたしまして、前年度に比較して一九・二という伸びを持った財政で三十九年度まで来たわけでありまして、そういうわけで、その間の開きというものは非常に開いているわけですか。ですから、国が一・二・四の伸びにとどめるなら、地方財政もちゃんと健全均衡化をして、そうして圧縮はできないかということでは、これはまた当然のことだと思つております。そこで、その観点から予算を、地方財政を組みかえて、ま

あ百四十五億の交付税でやむを得ぬところだろうというところで折り合つたわけでございまして。その点の事情をひとつ御了察いただきたいと思つております。

○細谷委員 私がお尋ねいたしたい点は、三百六十九億というものを是非でも確保しなければならぬ、こういう観点で当初三〇%ということをお願いなされたわけですか。ところが途中におきまして三百六十九億に相当するアップ率というのは三〇・四となるのだということと三〇%を三〇・四と改めて要求し直したわけでございます。このことは三百六十九億を是非でも確保しなければならぬという、率の問題よりも、むしろ三百六十億を今日の地方財政の実情から、交付税として必要とするんだという観点で、強い態度で臨んだと私は思うのです。私はこの問題について当初三〇%を要求して、減税等があつてもそれを三〇・四にせぬで、総合的な観点で予算編成の最終段階で三〇から二九・五になつたということであれば、これはまあ一つの妥協の問題でありますから、あえて質問はいたしませんけれども、途中で三〇・四と直したということは、異常な決意をもってこれだけは絶対必要だという観点で要求を直したと私は考えます。この点について、いまの大臣のおことばでは了承できないものがございまして、重ねてひとつ……

○柴田政府委員 先ほど大臣から御説明申し上げましたように、交付税率のはね返しました根拠は、裏には地方財政事情があるわけでございますけれども、当面の改定を要求いたしました理由といたしましては、国税三税の減税によつて自動的に生ずる減収を回避したということから、国税の減税額を税率にはね返す、いわゆる法人税割の税率調整と同じような立て方になつておるわけでありまして、その裏には地方交付税の金額というものは地方の独立税源だという考え方があつたわけ

でございます。その裏には地方交付税の金額というものは地方の独立税源だという考え方があつたわけ

でございます。したがって、国が減税をいたします場合には、地方においてもその変動を受けるような事情がありますれば格別、事情がなければ、それだけのものを自動的にこうむる減収を甘受すべき理由はない、こういう考え方に立っておるわけでございます。したがって、最初は国税三税の減税額、いわゆる世間で言われております額を基礎にして計算いたしまして、それを補助金適正化等によります振りかえ分等を顧慮いたしまして、三〇・一だったと記憶いたしておりますけれども、要求したわけでございますが、その後におきまして国の減税規模が変わりましたので、それに基づいて地方がこうむります減収額が変わってまいります。したがって、それを税率にはね返したら一・五%になった、こういうことでございます。

この裏には先ほど申し上げましたように、かりにこれが地方の独立財源で与えられておったとしたしますれば、あたかも住民税のように国税の減税は響かない。ところが、たまたま交付税という形でもって三税にリンクいたしております。それから、そういう減収を受けた。それは地方財政の今日の現状ではそれを甘受することができるといふ状態ではないのだ。地方財政全体を考えますれば、財政計画をつくり変えまして、見直しをつくり変えていろいろ議論すべきところでございますけれども、その方法を避けて、交付税の本質に従って地方財政の現状に基づいて判断からそういった減収を今日こうむることは地方財政にとつてはたいがいに、したがって自動的にこうむる減収だけは避けたい、そういうことで要求したわけでございます。したがって国の減税額が変わってきたことに伴う減収額の変動を率に置き直したということだけでございます。

○細谷委員 私、三〇%から三〇・四にした際に、これは二つの解釈ができるわけです。三百六十九億を確保するための事務的な問題として三〇・四%を今日の地方財政の実情から再要求した、こういう解釈と、異常な決意をもって今日の地方財政の実情から三百六十九億は是が非でも必

要なんだ。三〇%という率を三〇・四にしたというのには、異常な決意をもってこの三百六十九億を確保したいという決意、私はそういうふうな理解して自治省の異常な決意、常識的には事務的かつ考えられますけれども、今回にあつたての異常な決意に敬意を表したのでありますけれども、いまのおこぼを聞きまして、それでは三〇%要求したつておそれなく満額は確保できないのだから、是非でも三〇%ということを押して、最後には二九・五と、寄せて二で割る式の結論になったわけなんです。わざわざ途中で三〇・四なんという数字を持ち出さなかつたほうがどうもよかつたのではないかと、こういうふうには思ふので、単にどうも事務的に運んだような気がいまの御答弁からするのであります。まことに遺憾です。やはりもっと敬意を表したという線に沿うて努力をしていただきたかつた、こう私は思つております。しかし時間がありませんから、次に移ります。

次にお尋ねいたしたい点は、地方交付税法の第六条の二によりまして、普通交付税が九四%、それから特別交付税が六%、こういうことになっております。全国市議会議長会が四十年の二月に、地方交付税に関する意見として、こういうことを言っております。普通交付税の補完的機能を持つ特別交付税の必要性は認めるが、災害その他あらかじめ予想し得ない経費並びにきわめて特殊な行政経費等にその用途を限定すべきであつて、中央官庁の裁量による配分の余地を極力排除する必要がある、こういうことを全国の市議会議長会は主張しております。

ところで、今日までの特別交付税と普通交付税との関係を見ますと、特別交付税のワケが、三十二年までは八%であつた。三十三年度から六%に変わったわけですが、当時私は特別交付税のワケとつ減らして、八%、六%、その次は四%にする方向で考へているんだということを仄聞いたしております。ところで、三十二年の特別交付

税の総ワケは、二百一十一億、三十三年度は、八%から六%になったために、百三十四億と総ワケが減つております。昭和四十年度のいま審議中の交付税によりまして、特別交付税の総ワケは、四百二十八億、こういうふうになっておりました。六%になった昭和三十三年と比べますと、ほぼ三倍の総ワケになつておるわけですが、財政局長よくおっしゃるやうに、議員等がいろいろこういう問題について陳情に来る、一人百万円減らすぞ、この決意はたいへんけつこうであります、議長会も、やはり行政経費等にその用途を限定すべきだ、中央官庁の裁量による配分の余地を極力排除することが必要である、こういうことを指摘いたしております。

そこで私は、四百三十億になんとする従来の三倍以上の特別交付税の総ワケになつたわけでありまして、六条の二を、六%というワケをこの際変えていくというお考えがあるかどうか、これをひとつお尋ねいたしたいと思います。

○柴田政府委員 全体の考え方につきましては、特別交付税の額があまり大きいということとは私も望ましくは思つておりません。しかし普通交付税と特別交付税とは、相互に密接な連関があるわけでございます。したがって、また特別交付税の額を変更いたしますについては、普通交付税の算定方法の合理化をどの程度まで達成できるかということも関連があるわけでありまして、なるほど御指摘のやうに、金額はふえてはまいつておりますけれども、同時にまた地方財政の規模も、その当時は比較にならないほどふくれ上がつております。普通交付税と特別交付税のバランスというものを考へてまいりますと、算定技術からの制約もございまして、特殊の事由といったやうな問題も、御指摘になつた時代から比べますればふえてまいつておるわけでございます。たとえ

ば一例をあげますならば、病院会計等に対しまして、特別交付税である程度の手当てをいたしておりますが、こういうものを普通交付税の中において算定いたしますことは、事実問題として、なか

なかつたわけでありまして、したがって、そのやうな事由がふえてまいつておりますので、できるだけ特別交付税の配分を機械的に、普通交付税に準ずるやうな配分のしかたを進めてまいつてきたのであります。現在のところでは、まだその特別交付税と普通交付税の割合を変更することの可否ということにつきましては、若干問題があるんじやなからうかというふうな考へておるわけでございます。しかし、普通交付税の算定方法が合理化してまいりますれば、方向といたしましては御指摘になりましたやうな方向に向かうべきものだと思つております。しかし今日の状況では、その特別事由というものの中身からいまして、普通交付税の中に吸収することもまだできないものが多々ございます。また今後とも若干やういふものが予想されるやうな状況でもございまして、いまのところでは、にわかにかこの比率を改めるといふことは考へていないやうな次第でございますが、なお十分検討いたしたいと思つております。

○細谷委員 三十九年度の配付にあつて、本来は普通交付税で見べき九億円の寒冷地補正ですが、こういうものが特別交付税の総ワケの中からそっくりそのまま見られていた、こういう事情がございまして、それからもう一つの問題点は、三十九年度において、それは完璧じゃございません。さういふものがかげられます。さうなつてまいりまして、昨年度もおそらく四十億、さういふ調整率ですが、本来ならば交付税法の性質から、基準財政需要額と収入額の差額として地方団体に交付されべきものが、三十九年度は交付されずにおりまして、そのまま差額の四十億、さういふのは放置されておりました。こういう観点からいいますと、私はいろんな事情、あるいは第二次補正等の関係もあつたと思つてまいりまして、少なくとも計算でびしゃつ

たと思つてまいりまして、少なくとも計算でびしゃつ

○細谷委員 これはないことじゃないのです、これはあなたの部下の石原君が書いておるのですよ。いまおっしゃった六十三億円というのは、三十九年五月一日現在の全日制生徒二百六十五万六千三百三十五人について算定すればおおよね六十三億円となるということであって、四十年の収入はそれとして先ほど申し上げたように七十億三千九百万でありまして、そっくりそのまま高校授業料の単価は正ということなんです。私の方でわかりませんものだから、七十億の内訳は、一体授業料分で幾らで、そして経済成長率を勘案したのは幾らか、こう思っておったのですけれども、これを見ましたら、どうもこれは日本語としてはミスプリントだということに気づいたので、これはしろうとが読むわけですから、もう少し親切に正確にひとつ書いていただきたいということをお祈り申し上げます。

そこで私はお尋ねしたいのですが、大臣、二月の初旬か三月の初旬でございます。ことしはひとつ物価の抑制に協力をしてほしいという指令を各地方公共団体に出しましたね。いかがですか。

○吉武國務大臣 さようでございます。

○細谷委員 そこで、地方財政計画の中に従来の六百円というのを八百円として織り込んで、今度の地方交付税の中で基準単価というのを八百円と、自治省みずからが授業料値上げの範を示したというふうなことは、一体どういふことなんでしょうか。

○吉武國務大臣 私は、二月でしたか、物価の総合対策について御協力を願いたいという通牒を出しましたが、それは前年に政府が出しましたような、公共料金及びこれに準ずるものの値上はストップするという趣旨ではございません。これは本委員会でもしばしば申し上げましたように、上げるべきものは適正な上げ方はしようがない、しかしその上げるについてはできるだけひとつ御自重を願いたい、こういう趣旨でございます。

○細谷委員 それは大臣のおっしゃるとおりでしよう。上げるべきものは、こういう時期であり

ますから、極力押えつつ上げていくということは、これはあり得ることだと思っております。しかし昭和三十一年、三年ごろからの六百円という単価でございます。どこの県立の高等学校でも上げ幅というのはいままでは五十円か百円です。これを一気に六百円から八百円に直す。しかも自治省みずからが地方財政計画の中に織り込んで、地方交付税の単位費用の計算に当たってそれを織り込んだということになりますと、これは何といつてもやはり範を示したものと云わざるを得ない。なるほど八百円取っておるところもございましょう。ございまして、きわめて重要な時期に地方財政計画と地方交付税の中で織り込んだといえますと、これはきわめて大きな値上げムードをつくったというよりは免れない。端的に申し上げますと、大体の高等学校は、私の承知している県でも、高等学校の授業料を二百円上げることによって、約二億六千万円の使用料、手数料の増額になるのです。今度交付税の中でこれが勘案されますと、往復五億圓くらいの違いというのが起こってまいります。しかも今度の単位費用の計算を見ますと、三十九年度は標準団体の高等学校の経費というものは十二億円で、それに対する使用料というものは二億一千万円です。したがって標準団体の経費に対して使用料は一七%であったのですよ。四十年度のを見ますとどうなっているかと言いますと、標準団体の場合は経費が十四億四千五百万円、使用料が二億八千五百万円ですから、二割弱になっているのです。一九・八か九になるでしょう。これはやはり授業料値上げによって収支を合わせよう、地方財政計画を授業料の値上げによってつじつまを合わせよう、交付税を低く押えよう、こういう考えから出たものだと思う。昨年一七%であったものが二〇%になっているのですよ。三十八年度の実際を見ますと、大体全国で千六百億圓くらい高等学校の経費がかかっている。これに対する授業料は大抵百六十億圓です。一割に当たるのです。四十年度は七十億圓加わりますから、二百

三十億圓というわけでございます。二割になる。これはたいへんなことだと思っております。しかも交付税の算定が実績の半分にしかならないという単位費用の改定をやった、こういうことを証明しておる。この点についてひとつ大臣と局長のお考えをただしておきたい。

○吉武國務大臣 これは本委員会でも一度申し上げたと思っておりますが、従来の授業料が十年間据え置きになっておりましたので、この際上げようということでありまして、それもこれは各府県でやられることとございまして、私のほうから、上げなさいとか、上げてはいけなさいとかいう性質のものでもないことは、御承知のとおりでございます。そこで実際各府県のうちで十八府県くらいはもう六百年から八百円に上がっておるのであります。でありまして、十年間に国民所得ももう倍近くに、学校の先生の給与も倍以上になっておるし、すべてがそういう状況でございますから、この際八百圓くらいに見ても差しつかえなからう、こういうこととございまして、私も十年間の経緯を見ますれば、六百円から八百円になるというのはまあ普通じゃないか、かように存じて計上したわけでございます。

○柴田政府委員 授業料の単価を是正いたしました基本的な考え方は、先ほど来大臣から御説明申し上げたとおりでございますが、それを基準財政需要額の算定の基礎に置いて取り上げたというところが、地方の授業料問題にどんな影響を及ぼすかといういまのお話でございます。しかし授業料引き上げの根拠は、言われましたような理由と同時に、その趣旨から見まして、やはり超過負担の解消という趣旨もあるわけでございます。したがって、単位費用の算定の場合におきましては、授業料の増収によりまして部分は、すべてこれをあげて高等学校の物件費等の支出に充てたわけでございます。したがって、それによりまして従来、税外負担に置かれておりましたようなものを正規の収入に振りかえ、そして財政秩序の合理化に資したい、こういうこととございまして。

また、財政計画なりあるいは単位費用積算の基礎になりますものが、実際に地方団体の授業料の動向をいろいろ規制をするかということになりますと、いままでの実態からいいますと、たとえ既定時制を考えますならば、単位費用の基礎は三百五十円を使っておりますけれども、三百五十円以下の授業料というところもはたくさんございます。また、それ以上のところもあるわけでございます。したがって、御指摘になりましたほど強力でそれが働くということとは、必ずしも従来の事実が物語っていないのであります。しかし、あるべき単位費用の姿としましては、従来の授業料の経緯から考え、また、税外負担との兼ね合いを考慮して、八百円程度の是正は今日の場合においてやむを得ないだろう。その是正することによる効果というものをできるだけ正当な方向に、かつ、合理的な方向に持っていきばいいんじゃないか、こういう考え方に立って単位費用を変えたのでございます。

なお、先ほど御指摘になりました計数の問題は、課長からお答え申し上げました。

○細谷委員 三十一億円の交付税上の需要額の増の施行と高校急増対策の減として九十六億四千万円というのが上がっておるわけですね。高校急増対策というのは一応大きな波を昨年三十九年度でえたんです。四十年度は九十六億四千万円の相当部分というのは、高校急増対策の需要減なんです。しかも授業料七十億円上げて、そして三十一億円の高等学校費の需要増、こういう点から見ましても私は、大臣がおられただけの強い協力要請を地方団体に行なったことしの段階において、少なくともやはり来年くらいまではこれをしんぼうするというのが自治省のたてまえではなかったかと私は思う。局長はああいうふうにおっしゃいますけれども、八百円という基準単価になりますと、地方団体は、自治省がこういう計算をするのですから、そういうことにやらなければ、最低こままでやっておかなければ、交付税なり特別交付税で損

しますよ、これはぜひ自治省が基準として示した
ものだから実現するという、自治省のオーソリ
ティに基づく非常に大きな値上げの根拠というの
が地方団体に生まれてくるという実態は、これは
御承知でしょう。しかし私は、自治省が御承知で、
おれはそれほど権威を持っているのだぞというお
山の大将をきめ込んでいるんじゃないかと思うので
すよ。そうでしょう。そうなりますと私は、いま
申し上げたような事情から、あえて今年度地方財
政計画に織り込み、地方交付税法上で単位費用の
計算にこれを織り込むという事は、いささか私
は姿勢が悪いのではないかと、ムードをかき立てる
重要なテコになるのではないかと、いささか私
を考へます。この点について、ああいう協力要請から、
少なくとももう一年くらい待つべきだったと私は
思っておりますが、大臣、簡単にこの点について
お答え願いたい。

○吉武国務大臣 先ほど来申し上げましたよう
に、上げないで済めば一番けっこうでございます
が、しかしその間における高校一人当たりの経費
につきましては倍以上になっておりますし、学校
の先生の給与も倍以上になっておるところであり
ます。また、国民の所得から見ても倍以上に
上になっておるときでありますから、突こつとし
てやったわけじゃございません、もう府県のうち
で、先ほど十八と申されましたが、十六のよう
でございますが、十六府県がすでに六百円から八百
円を実施しておるわけでありまして、その点等
を勘案いたしまして、地方財政の今日の財政の状
況から見ればまあやむを得ないだらう。延ばすこ
とも一つであります、問題を将来に延ばすとい
うことはかえってあとで問題が大きくなることは
あり得ることでございますから、機会あること
に是正していくということが私はかえってよくは
ないか、かように存じて、今回はそのような処置
を講じたわけでありませぬ。

○細谷委員 どうも条例で定めるんだ、こういう
おことはあったかと思ひますと、交付税と地方
財政計画でやはり基準を立てていったということ
について、大臣と一十六の県がやっている、こ
ういうことを根拠にやっていたらっしゃるようであ
りますが、私はまことに困ったやり方だ。大臣の
趣旨とも相反するのではないか、こう思つており
ます。しかしもう時間がありませんから……
ところで、お尋ねしたいのですけれども、この
授業料値上げによる二百円分というのは、大体に
おいて八割程度は教職員のほうの単位費用の改定
の分に回されて、二割程度がいわゆる生徒数のほ
うに回されたと承っております。
ところで、きわめて簡単なことでありますが承
りたい点は、このいわゆる生徒数にかかわる標準
施設の規模の中に、雇用人数三人とこう書いてあ
ります。生徒数八百二十五、八百二十五といいま
すと、おそらく一学年六学級か七学級ぐらいの学
校の規模だと思つております。雇用人数三人といふ高
等学校はどこへ行つても見受けませんが、こうい
うことで今日いろいろ問題が学校管理上起こつ
ているやさきに、雇用人数三人でやれると思つて
います。夜警も交代でやっております。雇用人
数三人で標準施設の高等学校をやつていくなんて
いうことは、これは不可能に近いことだと思つて
います。一体こういふ三人という根拠はどこから出
たのか。きわめて寡少な、やれもせぬような数字
をあけておるのではないかと、この感じがいたしま
す。しかし時間がないから、これは次の質
問の答弁の際に、何か御答弁があるならばあわせ
てお伺いしたいと思ひます。

次にお尋ねしたい点は、監査費用の問題であり
ます。監査費用のこの交付税に算入された数字を
見ますと、今度は若干改定がなされておるよう
でございますが、都道府県の監査委員については、
標準団体に補助職員が八人、雇用人が二、計十名
です。市町村の場合は、補助職員が四、雇用人は
ありません。都道府県の監査委員というのは四人
おります。しかも市町村の場合でも、これを見ま
すと監査委員が四人となつておる。監査委員四人
持つて、補助職員八人とかあるいは市町村が四と
いうことで十分な監査がおできになると思ひます

か、お尋ねいたします。

○石川説明員 御指摘の問題につきましては、昭
和四十年年度から、府県につきましては二人、それ
から市町村につきましては一人、それぞれ規模是
正という形で職員の増加をはかるようにいたし
て、単位費用を算定するようにいたしました。お尋
ねいたします。

○細谷委員 府県の場合は出先というのがありま
すよ。石川課長は府県にいらつしやつたことがあ
るでしょう。補助職員八人ぐらいで監査をやつて
おりますか。あなたはよく御存じでしょう。どこ
の県へ行きましたも監査事務局というのがありま
す。これには課長一人ですが、ちゃんと局長が
おります。課長が二人ぐらい局長のもとにありま
す。相当のスタッフでやっております。それにもか
かわらず、出先の監査をやるのに二年に一回や
るのがせいぜいだ、こういうふうな段階でござい
ます。

私が特にこの問題を申し上げたいのは、局長さ
ん、やみ起債の問題が起こつておるでしょう。ある
いは公金流用の問題が起こつておるでしょう。ある
いは裏予算という問題も起こつておるでしょう。こ
れはやはり監査機能が十分に機能しておらぬとい
うことから私は起こつておると思つて、今日いろいろ
の問題をやつていく場合において、監査機能が十
分に動いていくことがきわめて大切だと思つて、赤
心坊にも満たないようなこういう補助職員で、し
かも監査委員は四名という組み方を、これで
やつていける、そして地方団体の姿勢を正すなん
という事は、やはり自治省が、いろいろの問題
が地方団体に起こつておるのには地方団体の責任で
あつて、自治省は知らぬぞという態度に終始して
おるのには見えます。こう言わざるを得ません。
これが、こういう形で出ておりますが、何として
でも改めていただかなければならぬと思つて、
が、ひとつこれについての決意をお尋ねしたい。

○柴田政府委員 先ほど高等学校の雇用人につ
きましての御指摘がございました。いままた監査委
員の補助職員につきまして御指摘がありました。
この状態が人口十万人あるいは人口百七十万人
の地方団体の監査機能ということを考へてみまして
十分かどうかといわれれば、これは十分じゃ
ないと言わざるを得ません。率直に申し上げま
してそうなると思ひます。しかしいろいろ従来から
問題があつたものを、二、三名でございまして人
数はわずかでございませぬけれども、少なくとも規
模は正にとめてきたということはひとつ御了解
をいただきたい。これで私も満足しておるわ
けでございませぬ。
なお、内容等につきまして調査検討いたしまし
て、是正にとめてまいりたいと思ひます。

○細谷委員 石川課長にお尋ねしますが、あなた
が回つた県で、監査委員の補助職員が何人くら
いおつたことを経験しておりますか。率直に言つて
ください。

○石川説明員 私、福岡県と石川県で、福岡県は
三課制で非常に監査の内容が充実いたしておる
と思ひます。いま交付税につきましては標準団体百
七十万人の団体で見つておるわけにいきませんが、特
に福岡は内容が充実しておると思つて、それ
から石川県でございませぬが、石川県は人口が九十
万でございまして少のうございませぬ、この
監査事務機構はそう大きいものではないと思ひます。
○細谷委員 標準団体というのは府県の場合の場
合百七十万です。これは監査委員というのは四
人制なんです。ですから県の四人の監査委員とい
うのは、学識経験者と議会選出の監査委員とい
うのがおそらく二組くらいになつてつとほとんと
回つておる。二年に一、二回出先を回るとい
うのはたいへんなことだといわれておる。おざなり
の監査では役に立たないわけですね。それに八人
ということになりますと、これはたいてい話になりま
せん。これはぜひ、今日のいろいろの問題点が多
い地方団体の現状にかんがみて、監査機構の充実
についてはやはり十分な配慮をしていただかな
ければ、やれもせぬのにならぬこととお茶を濁し

をカーブが描かれぬもの、減らないものとして算定しているのをごいいますから、従来はいわば厚い手当てが行なわれておったことになるわけでごいいますけれども、そうは言ってみても、実際には激変をいたせば財政運営が困ってしまうのでありますから、昭和四十二年度の交付税の算定までに国勢調査の結果等を見ながら、激変緩和の措置をどうするかということを検討いたしてまいりたいと思ひます。いづれにいたしましても、何らかの激変緩和措置を考えていかなければならぬと考えております。

○細谷委員 終ります。

○中馬委員長 門司委員。

門司委員 最初に自治省に聞いておきたいと思ひます。

四十年年度の地方財政計画の中にあります地方交付税の総額と三十九年度の比較総額、これは数字が誤りでありませうか。四十年年度は七千三百三十二億で構成比二〇%、三十五年年度は六千三百五十一億で構成比二〇%、こう書いてありますが、この三十九年度の最終の交付税の中には第一補正が百五十九億と給与改定で借り入れた百五十億が含まれますと、三十九年度の最終の地方交付税は六千六百六十億になるのがほんとうの数字じゃないですか。

○柴田政府委員 御指摘のとおりでございます。その関係はお配りいたしております資料の八ページに総額が書いてございますが、財政計画上の対比は当初対初の対比をいたしますのてこういう形になるわけでございます。

○門司委員 まあそういう答弁があるだろうと思っておりますが、そうだとすれば、七千三百三十二億のうち三十億は本年度返す分が差し引かれておる。そうしてこういう数字になっている。これを加えるともっとこれは、三十億ふえるわけですね。そういう、片方にはきちんとして書いておいて片方には当初比較だけをしているところに財政計画上の非常にむずかしい問題が出てくる。私は少なくともこういう表を出されるからには、大体こう

いう数字はわかっているのだから、第一補正で百五十九億やっていることもわかっているし、百五十億借り入れてもわかっている数字だから、本年度返さなければならぬ分の三十億はちゃんと四十年年度で引いている、こういうことになっている。だとするならば、つじつまを合わせるように一枚に書いてくれればわかるのです。おかしいといつてあとで計算してみても、われわれのほうで考え直さなければならぬような数字をここに書かれることは私は迷惑だと思ふ。しかし時間がありませぬので、このことはこれ以上私は追及はいたしません。だからこういふ、あとで計算をしなければならぬような書類でなくて、わかり切ったものはわかり切ったものとして書いておいてもらいたい。たとえいま予算審議をやっておるが、この表のできない二月とは三月に補正予算があるか、それからくる交付税がどうなっているかということについては、これは書くことができないから書かなくてもよろしいと思ふ。わかつたものはやはり書いておいてもらつたほうが審議の材料にするには非常に都合がいい。だから構成比の二〇%なんというのは、それは書かなくて、これはこういう形の数字は出てこないはずだということであつて、あまり感心した書類じゃないと思ひます。

それはそれとして、その次に聞いておきたいと思ひますことは、大臣がおいでにならば、大臣から、あるいは大臣がおいでになれば、そのときに大臣にあらためてまた聞くといつたしまして、事務当局に聞いておきたいと思ひますことは、地方財政の最近の状態は、御承知のようにほとんど地方で今日まで持つておつた積み立て金の取りぐずしがかなりひどいものがございます。積み立て金もごくわずかになっておるかと思ひます。同時に、三十八年度から三十九年度には百三十七億くらいの繰り越しがあつたはずであります。三十九年度から四十年年度にはおそろく地方財政の中でこういう繰り越しも私はなかると思ふ。こういうふう

に考へてまいりますと、私は地方税の見積もりを

非常に水増しをしているというふうに考へておるのであるが、大臣はそういうことはないとおっしゃつておりましたが、実際は交付税を勘案いたします場合に問題になりますのは、単なる税収がどれだけふえるとか減るとかいうことではなくして、実際は地方財政の需要がどのくらい伸びておるかといふこと、対照がされなければ、正しい意味のこういふ交付税といつたような調整財源の役はしないと思ふ。単に税源が、これだけ取れるからそれによろしいのだというわけにはいかならぬと思ふ。地方財政の需要額が急速に伸びておる今日においては、そういうことが考へられる。同時にいま申し上げましたように、税収の鈍化と財政需要の増額が非常に目立っております。ことに財政需要の中には、給与の問題とかあるいはその他いろいろな義務的な性格を持つものが非常にふえておるといふこと、反面に積み立て金の取りぐずしがあり、繰り越し金はなくなつておるといふこと、こういう地方財政の非常に大きな悪化を来たしておる現状において、交付税の税率が単に百四十五億だけふやされたというふうなことで、一体これで地方財政はカバーできるという考へておるかどうか、これをあらためてひとつ聞いておきたいと思ひます。

○柴田政府委員 私どもは、先ほど来お答え申し上げましたように、地方財政の現状にかんがみ、一・五%の交付税率の引き上げの必要があるものとして折衝をしたわけでございます。しかし国庫の財政事情等もあつて結果的には〇・六%の引き上げに終わったわけでございます。これで決して私どもは満足しておるわけではございませんけれども、国庫の財政状況、全体の諸般の事情等を考へます場合には、やむを得なかつたというふう

○門司委員 大蔵省の主計官にちょっと聞きたいのだけれども、いま話をいたしましたようなこと考へておられますが、何といつても佐藤内閣の打ち出しておられます、御承知のように地方開発とい

うようなことで、国庫支出金は大臣に言われれば二七%にふえておるといふことを言つておられますが、これは実際前年度比からいへばたいしてふえていないのです。三十八年度から三十九年度にも大体このぐらしかふえていない。あるいはふえておつたとしても一%ぐらしかふえていないと私は記憶しておる。そうして地方の財政は、いま申し上げましたように急激に需要が増加しておる。そうして義務的経費がふえてきておる。そのことのために地方の単独事業は昨年の一四・二%がことしは九・五%しかやられないという結果になつておる。一体大蔵省の主計官として地方の財政がこれでよろしいんだとお考へておるか。私はいまの税法の改正ができないとすれば、交付税の改正によつてそういうものを補つていくということがこの際必要ではないかと考へておるのだから、一体どういふわけで自治省の一・五%の増を〇・六%下げたかといふことの真相をひとつこの際はつきりしていただきたい。これは大蔵大臣の御答弁のほうよろしいかと思ひますが、一体大蔵省から見た地方財政というものをどう見ておるか。

○平井説明員 交付税率の引き上げの経緯につきまして、かつてこの委員会におきまして自治大臣から御説明申し上げたところをございしますが、率直に申しまして、今回二九・五%に引き上げましたのにならぬ積算に基づいてこうなつたといふことではございません。正直に申し上げまして、国と地方を通じてそれぞれ苦しい財源事情の中から、地方における財政の窮迫の状態を勘案いたしまして、できるだけ国の補助を減らすという考へ方のもとに大臣間の折衝でもきまらずに、党の首脳部等を入れまして、最終的には政治的な解決をして〇・六%の引き上げが行なわれたわけでございます。正確にこの数字から〇・六%の引き上げが行なわれたというものはございません。ただそれではこの数字をもつて地方財政の運営が正常に行なわれるのかという御質問につきましては、私どもは、私どもは決して地方の

るいは土地のあるべき地位というようなものを考へてこの経費の種類、したがって測定単位というものを定めることが必要ではないかと私は考へるが、そういう点について自治省はどう考へておるか。

○柴田政府委員 お話しの問題は、主として都市財政と市町村財政の問題であります。市町村につきましては十萬の団体を一応標準に置いて、それを補正係数で御指摘になりましたような点を補正をしております。したがって、結果的には都市の特性あるいは町村の特性といったようなものは補正を通じて直つておる。単位表の中の平均単価というものは補正係数のかかります限度において直つておるといふことになるわけでございます。しかし、それじゃ実体を完全に把握してゐるかとおっしゃられますならば、おっしゃる様に私どもの考へ方というのでは、感ずるでも、必ずしも十分ではないといふことは率直に認める次第であります。極端なことを言いますならば、国庫補助負担金の裏の不足に、さらに補正係数の不足分が加わつてゐるといふ場合があるかと思つてゐる。しかしこれを回避いたしますために、先生御指摘のように、さらに市町村を分けていくということになつてまいりますと、そこではまたなかなか算定方法が複雑になるといふ難点も出てまいるわけでございまして、一朝一夕にいかないといふ問題があるわけでございます。おっしゃる様に、ただ配分の公正ということだけを考へますれば、これを細分していつて、それぞれについて標準団体を想定し、経費を設定していくという方法が望ましいかと思ひますけれども、一方また測定が不必要に複雑になるといふような難点もあるわけでございまして、当面は現状を基礎にして、修正の合理化といふものを通じて御指摘になりましたような点を合理化するようにつとめてまいりたい、こういう考へ方でおるわけでございまして、しかし御指摘になりました点も確かに一つの問題点でございます。十分検討いたしてみたい、かように考へておるわけでございます。

○門司委員 それでは、大臣せっかくおいでになりましたから、大臣に一言だけお聞きをしておきたいと思ひます。そのことは、いろいろ法案にありますが経費の種類、あるいは測定単位等について、実情に沿わない点があるといふようなことで、実はいま議論をしておるわけでございまして、この際大臣に聞いておきたいと思ひますことは、経費の種類の問題について、これは単なる通り一ぺんのものであつて、各自自治体の性格、あるいはそれからくる仕事の量といふようなものが、ほとんど配慮されてない形をとつておられます。そこで最近の地方自治体の財政状況を見ましますと、すでに都市、いわゆる大都市等の財政事情が、非常に悪化いたしておりまして、いいことではありませんが、大阪のように、日本で東京に次ぐ最も大きな都市であり、最も今日まで裕福であつたと考へられる大阪府が、すでにもう再建整備団体にならざるを得ないのじゃないかといふようなところまで転落をしておる。それらの原因は一体どこにあるかといふことになれば、これらの大都市の特殊性といふものについての財政事情といふものが、ほとんど勘案されてないのじゃないか。それらの問題は、この交付税の算定の基礎の中にもどこにも見出すことができないのじゃないか。事務局では、何か補正係数で多少かげんしておるといふことを言つておられますけれども、私にはそういう各都市の持つておる、あるいは地方の自治体の持つておるべき姿といふものが、やはりおのおの都市の性格といふものが、こういう調整財源の中にあつていかなければならぬのじゃないか、もしこれをあらわすことができないとするならば、ここでかげんすることができないとするならば、何らかの別の財政措置をしてあげなければならぬものではないかと思ひます。一言だけ聞いておきたいと思ひますことは、今日の大都市の持つておられます一般の地方の都市行政と違つた形のもの、たくさんございまして、

教育の問題にいたしましても、やはり大学の問題もございまいし、あるいは社会教育についても文化施設その他、あるいは公害の問題、工業用水の問題、あるいは、試験場、研究所といふような問題は、少なくとも地域的にはいろいろな立つておる地理的条件、あるいはその他の関係から、こういうものを一般の都市行政と違つた形で行なわなければならぬ都市が実はございまして、それらの問題が、ことに大都市には集中しておるわけでございます。それがこの経費の中にも書いてないし、算定の基準の中にも織り込まれていないといふところに、私は交付税を通じて見た都市財政とそれから町村財政との間のアンバランスがありはしないかといふことを考へる。この点について大臣はそういう大都市の最近における財政の悪化、同時に財政需要の著しくふえておられます問題等に対してよく聞いておいていただきたいと思ひます。著しくこのごろ経費を要求されておる大都市行政、これは今日の都市が、いよいよ悪い別々にいたしまして、大都市にすべてが集まされる、これは都市行政の上からいへば資本主義の最悪の場面にきていていふ言へないのです。そういう事態があるときに、ことに大都市財政をどうするかといふことについて、少なくとも交付税の中で、単なる補正係数といふようなことでなくして、何らかややはり画然とした一線がなければならぬのではないかと考へることが、考へられるのであります。そういう点について大臣は、大都市の特殊性を、そういう意味においてこの法案との関連性において認められるかどうかといふことでございます。これは地方税法のときに附帯決議としてそういうものがついておりますが、これは地方税法としてその一つの附帯決議であつて、この場合はこの交付税の対象としてのそういうことが考へられるかどうかといふことです。あわせて大臣からこの際一言承りた

○吉武国務大臣 御指摘の点は、ごもっともだと思ひます。今日の大都市は特殊な事情がございまして、やるべき仕事が多岐にわたりますから、それに伴つた財源の必要もまた当然でございます。しかし本来ならば、大都市は大都市なりに財源があるはずであります。でありますから、従来とも大都市につきましては交付団体になっておりませんが、その中でまかなつてこられたわけでございます。ところが、だんだん地方財政も窮乏になつてまいりますと、大都市におきましてもその問題が出てまいりまして、どうするかといふ問題にいまぶつたつておるのでございます。特に御指摘になりました大阪府については、それが最も大きくあらわれたのでございまして、今日では、従来財源が非常に乏しいといわれた大阪府が、すでに交付税の交付団体に入つてゐるような状況は、これを物語つておると思ひます。

そこで、それではこれをどうするか。大都市の対策としては、過密対策としてこれ以上大きくしたくないという政府の方針もございまして、いま検討しておりますが、検討しながらも都市の人口がふえてくるのでありますから、ほつておけない。そうすると、その財源の処置としては、一つは独立の、独自の財源を考へるということ、もう一つは、交付税でこれを何とかできぬかといふ二つの道しか私はないと思つております。ところが交付税の関係は、御承知のように今日地方財政が一番問題となつておるのは、独立の財源がないという問題が一つでありまして、同時に地域格差がだんだんひどくなつてきてゐる。この地域格差を何とかして是正——と言つちや語弊がございしますが、補う必要が出てくる。補う道としては、地方交付税といふものが今日非常に役立つておるわけでございますから、これは大都市に財政需要が大きいからといつてこの交付税を使つてしまふと、——全部使つておつてしまふわけは、いけませんけれども、これに重きを置きまして、今度は地方の財源に困つてゐるやつをどうするかといふ問題に直接響くわけでありまして、でありますから、先ほど来財政局長からも答へたてありまして、そうかといつてほつておけませ

んで、だんだんとその点も交付税の算定については財政需要の中で合理化をしていくつもりにございませうけれども、率直に言って多くを期待できないと、私は思うのであります。それを多くを期待しますと、いなかの小さい農村に交付すべき交付税というものに、同じ水を分けるわけにございませうから、直接影響を及ぼすことになりませう。

そこで私はやはり今日、東京とか大阪、名古屋といったような大都市の再開発には、独自の財源を見出す必要があるのではないかという感じを実は強く持っております。大阪市が困っている一つの原因はどうかという、税源としては実はないわけじゃない。今日御承知のように、住民税と、大都市は固定資産税というものが税源のおもな点でございませうが、住民税のほうは所得が増し、法人税が増せば、弾力性を持って伸びていきますけれども、固定資産税は、評価は上がっていきませう。だんだんと都市が充実すればするほど土地の値段あるいは建物の値段あるいはその他の評価資産にいたしましても値は上がっていきませうが、上がったに従って税金が取れば税源はございませうけれども、それが取れない。御承知のように農地については評価がえはいたしたけれども据え置き、それからそのほかの宅地にいたしても二割に頭打ちをせざるを得ない。これは大阪とか東京だけは上げれば上げられぬことにはございませうけれども、そうしますと、いなかの土地やらいなかの建物が評価がえによって上がるということとは、収入のない点から見ても非常に困りますので、勢い制限をせざるを得ない。そうすると、それにならって大阪とかその他の大都市も制限を受ける。したがって税源が少ないということに私は原因があるのではないかと思っておりますから、これらを再開発税といったようなものによって特別の大都市における税源の道を考える必要があるのではないかということも目下検討しておるような事情でございませう。

○門司委員 私これで終わりますが、どうも大臣の答弁を聞きませうと、何か交付税のほうも限られた金だからこれ以上ふやすことはできないような印象で話をされておるのでありますが、われわれはもう少し交付税をふやしたいということを要求しているわけでありませう。

〔亀山委員長代理退席、田川委員長代理着席〕

そういう現在の限られたものの配分では大臣のようない意見が出ておられるかと思ひますけれども、私も聞いておりますのは、交付税をもう少しよけたいというのを自治省自身が言われておると、どうして割ったのだと言ったら、大蔵省からわかつたようなわからないような答弁がございませうが、これは追及はいたしません。いずれにいたしましても今日の都市財政というのが、いまのお話のように満足にいかない一つの段階として、一つの方法として二〇%以上上げられないというの、これは国民経済の中からあるいは国民消費の中から物価の値上がりその他等を考えれば、そうはできないという国の施策に基づくものであります。したがって国の施策に基づく関係で税源がある程度制約を受けているとするならば、それはやはり国の責任において補てんしてもらおうということが私は当然だと考えております。したがって、大臣のいまのお話では、何かほかにというばく然とした話でありまして、私はきめ手にならぬと思ひます。少なくとも今日の地方の現状から見ても、交付税はいま少しふやす必要がどうしても考えられる。そういう国の施策に基づいて税収のコントロールが行なわれておるのでありますから、これは国が責任を持ってもらいたいと思う。何か地方に責任があつて、国に責任がないようなことでは困る。

したがって、最後に一言だけ、これは答えにくいかと思ひますが、自治大臣としてはそうした諸般の条件を勘案して、国が責任を持って解決するという一つの所信の表明ができれば、この機会にしておいていただきたい。

○吉武国務大臣 ごもつともでございまして、私も決して自治体自体の問題だと考えておりませう。税制で考えるならばやはり税制の改正というものも必要でございませうし、また交付税で考えるとすれば当然また私どものほうで考えなければなりませんので、私はこの問題は重要な問題だと思つて実は検討しておるところでございませう。

○田川委員長代理 安井吉典君。

○安井委員 大臣はあとで戻つてこられるそうです。大臣に対する質問はあと回しにいたしまして、初めに、農林省からおいでいただいたお話を、山村の財政にとりまして重要な意義を持つております国有林野に関する市町村交付金の問題につきまして若干お尋ねをいたしたいと思ひます。

山村は例外なしに財源が乏しくて地方交付税にたよつて運営をされているわけでありませう。しかし国有林野を持つておられます地帯ではそれに関する交付金が大きな財源になっている事実を見のがすわけにはいきませう。

そこで政府に伺いたいわけでありませうが、自治省の税務局からもおいででございませうので、現在山林のうち、固定資産税の対象になっている面積と、評価額と、それに対する税額、それをひとつお尋ねいたしたいと思ひます。三十九年度ベースでいいでしょうか。

同時に、農林省のほうで調べになつておられます国有林野の総面積、それから交付金の対象になつておる面積、その評価額と交付金額、その点をひとつ農林省のほうからも伺いたいと思ひます。

○筒井説明員 国有林野で、この交付金の対象になつておる面積を申し上げますと、七百四十八万町歩ということにございまして、それに対する、私のほうで申し上げますと台帳価格と申しますが、それは三十九年度で、こまかい点はございませうけれども約四百十九億というふうにご考慮しております。

○森岡説明員 山林の固定資産税の状況を申し上げます。

地積は七千二百六十七万五千反、単価は反当たり二千三百四十四円、評価額が千六百八十一億六千九百四十四円、したがって、税額が二十三億余でございませう。

〔田川委員長代理退席、委員長着席〕

○安井委員 国有林の交付金は……。

○筒井説明員 三十九年度におきましては六億二千八百四十四万四千円ということにございませう。

○安井委員 国有財産の所在する市町村に対する交付金の制度は、固定資産税のかわりというふうな形で生まれたわけでありませう。厳密な意味では、そういう言い方は若干語弊があるかもしれませうが、一応生まれた経緯から見ればそういうことになるわけだ。ところが、いま伺ひますと、国有林については七百二十六万町歩あつて、税金が二十三億上がつておる。国有林のほうは七百四十八万町歩、面積は若干多いわけだ。しかし大体似たものであります。交付金額は六億二千八百四十四万四千円、どうも数字の違ひが大きい。内容において、国有林の場合は高い山のてっぺんまで入つておるのでございませうし、あるいは保安林的な要素もあるでございませうから、そういう点はあると思ひますけれども、それにしてもこの数字が違ひ過ぎるということに痛感するわけでありませう。

そこで林政部長にお伺ひいたしたのであります。国有林野の台帳価格はどのような形で評価されているかという点であります。二十九年ごろから台帳価格がずつと据え置きになつておるから思うわけでありませうが、一方、固定資産税の対象になります山林のほうは、三年ごとに評価がえが行なわれておる。その点、受け取る住民の側からは、固定資産税のほうはほとんど上がらない、そういうふうな印象を持つておるよう

あります。もっとも昨年も、あるいはことしも、予算の上においても若干の改善をいつつあることは私も知っておりますけれども、二十九年からずっと据え置きになっているというこの事実についてはどういふふうにお考えでしょうか。

○簡井説明員 御存じのように、国有林の会計は、企業会計といたしまして運営されているわけでございます。お話のとおり、二十九年に当時のインフレも大体の終息を見た段階におきまして、いわゆる再評価をいたしましたわけでございます。それ以後台帳価格をいたしましては据え置きにいたしておるわけでございます。これは特別会計法としておられますけれども、経済事情等によりまして著しく変動した場合というように規定されておりまして、しかしながら先ほど申しましたような企業会計の考え方からいいますれば、一般の企業におきましては再評価というのを三年ごとぐらいいは再評価いたしておらないということでございます。やはりそういう基本的な財産の評価というものは、相当年月経済事情が急変がない限りは据え置いた形で経理の運営をしておりますというたてまえになっております。そういう関係で、交付金だけの対象として台帳価格を云々する、改定いたすということだけでなしに、国有林野の特別会計の企業会計的な性格から見まして、台帳価格をよほどの場合でなければ改定いたさないというたてまえをとっております。

そこで、お話のように固定資産税の課税標準価格が三年に一回改定されていくのに対して、国有林野の台帳価格は据え置きになっておる、そういう点の矛盾をいかにして救済していくかということでございますが、これは交付金法にもございませうに、交付金に關して価格修正という規定がございませうので、私どものほうでは台帳価格を直すというふうなものでございませう。これは影響いたしますので、この交付金法に規定されておるような形で価格修正という方法を講じてまいっております。

○安井委員 固定資産税課長に伺いますが、昭和二十九年ごろの山林評価と三十九年の評価と、どれくらいの違いになっておりますか。

○森岡説明員 實は国有林野に關する市町村交付金制度ができましたのが昭和三十一年度でございますので、昭和三十一年度と比較してみますと、當時は反当たり千七百三十二円でございます。現在が二千三百四十四円でございますので、大体平均評価額で三割五分程度の増加になっております。

○安井委員 いずれにしても、相当大きな変化を示しているわけですか。国有林の評価は二十九年にやっていたわけですが、二十九年はどれくらいですか。

○森岡説明員 二十九年の資料をちょっと持ち合わせておりませんが、二十九年から三十一年まで大体三割程度平均評価額が上がっておりますから、合わせまして現在まで約五割程度の伸びがあったと思っております。

○安井委員 とにかく相当大きな変化を来たしているという事実だけは、国有林の場合において明らかであります。で、昭和三十七年三月二十四日第四十国会の参議院の予算委員会におきまして北村議員の質問に対して当時の水田大蔵大臣は「企業に属する財産のほうは、一般物価の変動とかその他特殊な事情によつて固定資産の価格が著しく変わった、そして不適当になった」というときになって改定するということになったと伺います。ただいま林野局長がご答弁になったと伺います。この評価がえをしたいと思います。実態調査を行なつて評価がえをしたいという、これは大蔵大臣答弁であります。これについてどういふ調

査を行ない、その結果はどうなっているか、その点をひとつ伺いたいと思ひます。

○簡井説明員 四十国会でたゞいま先生お話しのように、この国有林野の評価の問題につきましても、御議論があったことは承知いたしておりますが、このときも私どもの調べましたところによりますと、再評価をするということ調査をするというふうには承知いたしておらないわけでございます。それはいづれにいたしましても、そういうようなお話しもございましたので、実態調査いたしましては、国有林の所在の市町村の固定資産について、固定資産税の課税評価の台帳の価格がいかなる状態になっておるか、市町村におきます台帳価格でございますが、どうなつておるかということ調査いたしましたわけでございます。それを三十七年度やりました、その結果いろいろと調査いたしますと、私どものほうの国有林野の台帳価格、これと市町村のいわゆる固定資産税の対象になっておる台帳価格との間に相違を見出したわけでありませう。そこでそういう点を考えまして、先ほど申しましたような交付金法における価格修正という方法、手段を用ひまして、この交付金の増額を三十九年度から行なつたことでございます。

○安井委員 いまの答弁であります。大蔵大臣の昭和三十七年における答弁は、実態調査をしてできるだけ早く評価がえをしたいと思います、こういう言い方でありませうが、第八条による価格の修正通知の方法と、この水田大蔵大臣のこのときの言明とは違つてはございませんか。その点はどうかでしょうか。

○簡井説明員 この当時の速記録を私もちょっと持つてまいつたわけでございますけれども、あるいはどちらのほうにあげがございませうかわかりませうが、これにつきましても、ただいま国有林野当局において実態的調査をしていただく予定でございます。こういうふうになっておりました。当時私どもも直接聞いたわけじゃございませうし、あるいは先生のほうで正確なのもかもしれませ

せんが、再評価をする、再評価のための調査をするというように、当時の水田大蔵大臣は申しておられないんじゃないかというように考えております。それはいづれにいたしましても、私どものほうの、先ほど申しましたように、国有林野の再評価というものは、企業会計としての全般的な財産の経理内容、そういうものに影響いたすものでございませうので、その交付金のためにのみ、あるいはそういう観点に立つてのみ国有林のすべての基礎になります台帳価格を改定していかうかというのを考えます場合において、やはり交付金法の八条の方法を通じて行なつていくほうがよりベターではないか、かように考えておりました、そういう方法を講じてまいつたわけでございます。

○安井委員 評価がえといふと、これは国有林野の会計のバランスシート全体に影響が出てくるわけですね。例の減価償却等の問題にも関係が出てくると思ひます。その点はよくわかりますけれども、一応この場の大臣の答弁の中にこういうふうな表現がなされておるが、価格の修正通知という結果になっている点に、若干私は疑問を覚えるわけでありませう。この点はしばらく置いといたしまして、これまで農林省が行なつた調査の内容をもう少しお話し願ひたいわけでありませうが、固定資産の台帳をどういふふうにして押えて、それからそれとの違いをどういふふうに見込まれて処理されたか、その結論をお出しになるまでの経路というふうな点について答弁をお聞かせいただきたいと思ひます。

○簡井説明員 いまお話しのごとく、昭和三十七年におきます実態調査でございますので、先ほど申しましたように、国有林の所在する市町村におきますところの、大体近傍類地の固定資産と比較いたしまして、まあ正確に言へば国有林の固定資産税の課税標準価格、こういうものを調査いたしたわけでございます。これにつきましても、具体的な方法ということ、かなり技術的な点がございますので、詳細に申し上げることも困難ではござい

ませう。再評価をする、再評価のための調査をするというように、当時の水田大蔵大臣は申しておられないんじゃないかというように考えております。それはいづれにいたしましても、私どものほうの、先ほど申しましたように、国有林野の再評価というものは、企業会計としての全般的な財産の経理内容、そういうものに影響いたすものでございませうので、その交付金のためにのみ、あるいはそういう観点に立つてのみ国有林のすべての基礎になります台帳価格を改定していかうかというのを考えます場合において、やはり交付金法の八条の方法を通じて行なつていくほうがよりベターではないか、かように考えておりました、そういう方法を講じてまいつたわけでございます。

○安井委員 固定資産税課長に伺いますが、昭和二十九年ごろの山林評価と三十九年の評価と、どれくらいの違いになっておりますか。

○森岡説明員 實は国有林野に關する市町村交付金制度ができましたのが昭和三十一年度でございますので、昭和三十一年度と比較してみますと、當時は反当たり千七百三十二円でございます。現在が二千三百四十四円でございますので、大体平均評価額で三割五分程度の増加になっております。

○安井委員 いずれにしても、相当大きな変化を示しているわけですか。国有林の評価は二十九年にやっていたわけですが、二十九年はどれくらいですか。

○森岡説明員 二十九年の資料をちょっと持ち合わせておりませんが、二十九年から三十一年まで大体三割程度平均評価額が上がっておりますから、合わせまして現在まで約五割程度の伸びがあったと思っております。

○安井委員 とにかく相当大きな変化を来たしているという事実だけは、国有林の場合において明らかであります。で、昭和三十七年三月二十四日第四十国会の参議院の予算委員会におきまして北村議員の質問に対して当時の水田大蔵大臣は「企業に属する財産のほうは、一般物価の変動とかその他特殊な事情によつて固定資産の価格が著しく変わった、そして不適当になった」というときになって改定するということになったと伺います。ただいま林野局長がご答弁になったと伺います。この評価がえをしたいと思います。実態調査を行なつて評価がえをしたいという、これは大蔵大臣答弁であります。これについてどういふ調

ますが、考え方をいたしましては近傍類地の民有林をとりまします。ところが、国有林のほうに御存じのようにアルプスの山の上もございまして、民有林とおよそ比較できない点などもございまして、民有林でも、ともかくもそういう民有林の固定資産税の評価額と、それから伐出する経費とを考えた場合に、だんだんと、奥へ行けば行くほどそれとの比較において低く評価していくというような方法を大ざっぱに申しますとそういうような考え方で比較いたしまして、一般の固定資産税の対象になつておる民有林と、それから私どものほうの台帳価格、そういうような方法を講じた上での評価をした価格、こういうものと比較いたしたわけでございまして、詳細につきましては、もし必要でございませうれば、そのやり方等について後刻また資料等によって御報告いたしてもいいと思ひますが、やり方としてはそういうようなやり方をとつたということでございます。

○安井委員 時間も十分ありませんので、私はもう少しその方法について伺いたいわけでありまして、けれども、ひとつあとで資料を御提出いただいで御説明願ひたいと思ひます。どんな修正の方法なのか、近傍の固定資産評価額とのバランスを考えたと言われますが、それをそのまま受け入れてお考えになつておられるのか、あるいはそれを相当程度ゆるめた形で取り上げられているのか、そういう点、もう少し知りたいたいわけでございます。これは、あまり差が過ぎているものですか、そういうふうな私に、いま申し上げているわけでありまして、これはあとでひとつ資料で御提出を願ひたいと思ひます。

林野庁が行なわれております評価の方法で、地利指数というふうな形で評価を進められていると伺っているわけでありまして、一方固定資産税の評価のほうの比率方式と、林野庁のほうとではだいぶ違いがあるように思ひます。そういうふうな点も、もう少しきょうはこまかく伺えればよろしいわけですが、この点も林野庁の評価比率方式と固定資産税の山林に関する土地の比率表、こ

の二つをひとつつき合わせながら、内容が判明し得るような資料を、これは農林省と自治省両方にお願ひをしておきたい。

次に伺いたいのは、林野庁は貸し付け料を取るための基礎として国有林の価格を別に評価をしておられるはずであります。その国有林の貸し付け料の算定の基礎となる価格はどういうふうな形で評価がなされているか、それを伺いたいと思ひます。といひますのは、交付金の算定になりますものと貸し付け料の基礎になるものとの評価額がだいぶ違うように思ひますのでありますが、その点ひとつ伺いたいと思ひます。

○筒井説明員 国有林で、貸付料の評価と交付金の評価額というのとは、私は性格が違うと思ひておられますところの価格、これは近傍類地の取引価格等を勘案して、その時価をベースにいたしまして、その百分の四というところで貸付料というのを計算いたしておるといふことでございまして、が、いまして、これを交付金のいわゆる評価額というものと違つておられるか、あるいは、貸付料の問題におきまして一言申し上げておきますのは、公共的な施設あるいは産業開発的なものにつきましては相当の減額をいたして貸しておる、こういうことでございまして、その他のいろいろと企業のやつておられる人々に対する貸付料というふうなものにつきましては、土地の価格につきましては近傍類地の取引価格というふうな時価のベースによりまして、その百分の四、こういう形で評価額をきめておられます。

○安井委員 これは具体的な一つの例をとつて論議しないかと焦点がぼけてしまふと思ひますが、貸付料の算定基礎の価格と、それから交付金の基礎になつておられます価格とは同じですか。

○筒井説明員 これは全く違ひます。全く違ひますといふのは語弊がありますが、要するに、貸付の場合におきましては、これは時価ということ、先ほど申しますように、特別に政策的に公共性のあるものにつきましては安い価格で貸してお

りませうけれども、その他の場合において特に国有林野なりあるいは国有財産の貸付料を低額にしなればならぬという筋合いはないし、またそういう規定にもなつておりませんし、また、むしろそういうことはいろいろ語弊といひますか、誤解を生ずることもあろうか、こう思ひておりました、あくまでもこれは時価主義ということでは貸付料は考へておられます。そのほうが公正な貸付料といたしまして、受益者が普通の民有地同士の貸付関係においてのバランスというものが重要でございまして、国有地なり国有林を借りたから特別に安いということ、公共性等、特別の政策的目的がある場合のほかはかえつて誤解が生ずるものではないかと思ひます。ただ、交付金のほうは、先ほど申しましたような台帳価格なり、あるいはまた固定資産税の課税標準価格、こういうふうなものをいれると目安にいたしておられるわけでございます。これは、必ずしも時価であるというわけではないし、固定資産税の課税標準価格において、各市町村の財産状態等によつて違つておられるかと、これも必ずしも時価という形にはなつておられないと承知いたしておられるわけでございます。そういう観点から、目的なり何なりが違つたことでございまして、考え方としては全然別々の考え方でそれぞれの価格の基礎を考へておる、かような次第でございまして。

○安井委員 そこで、私はいまの筒井さんのお話に矛盾が出てきていると思ひます。国有林から所在市町村に交付金を払うときには、台帳価格で、低い価格を基礎にして支払いのほうが行なわれる。しかし市町村や住民から貸付料を取り立てるときには時価ということ、それが最も現実的だといふふうな御説明でありまして、高い価格で貸し付け料は取り立てをする。これでは地元の住民のほうはやはり納得をしないだらうと思ひます。取れるほうと出すほうと、二通り使い分けをするといふふうな形でありまして、ところに一つの大きな問題点があるのではないかと思ひます。現在国有林の開放運動といふのが起きていて、私も

はそれには率直にはついでいけぬような感じを持っております。国有林をただ開放しさえすれば問題がすべて解決するといふ、そういうものではないし、それと農業との関連についてはっきりした説明がつかなければいけないし、民有林はそれなら問題はなにかということになれば、それも問題でありますし、ですから、それには率直にはついでいけぬ感じがしておりますが、しかし、そういうふうな運動が起きてくるような基礎が、この貸付料と交付金の計算基礎になる林野評価の食い違ひといふような点から私には出てきているのではないかと思ひます。そういう点からいいますと、これはやはりこの評価を両方そろえろと、あるいは他のいろいろな法があると思ひますけれども、台帳価格の改定といふようなところまでいかなければ私はおさまらないのではないかと思ひます。現にそういうふうな問題点の中から、昨年も交付金額を引き上げられたし、それからこの年の新年度予算の中にも、たしか金額を引き上げる、そういうふうな措置が講じられてきていると思ひますのでありますが、それにしても、民有林に対するものとおきましても、幅が大き過ぎるわけでございます。こういうような点ではやはり根本的な検討が必要ではないかと思ひます。どうでしょうか。この点につきまして、農林省として貸付料の基礎と交付金の基礎とをそろえるような方向で、当面交付金額の増額の方に進めていく、こういうふうなことについてのお考えを伺いたいと思ひます。

○筒井説明員 貸付料の価格と交付金の価格とを大体バランスをとれるようにしていくということ、は、むしろ比較の対象としては、私どもは固定資産税の評価額を一つ中に入れなければならない問題ではないか。先ほど先生のお話のごとく、若干性格は違ひますが、やはり固定資産税とバランス——山村におきまして、あるいは国有林地帯におきまして、その財政の豊かでない町村に対する財政的な援助でございまして、固定資産税の評価額とこの交付金の価格とをバランスをとつていく、近づけていく、こういうこと

が必要ではないかと思うわけでございまして、貸付料の価格を時価と合わせていくということ、やはり固定資産税との関係で、民有林といえますか、そういう民有関係の財産税、固定資産税の課税が上がるという可能性もございまして、私どものほうではやはり固定資産税の課税標準の価格、これとどういように調整をとっていくか、こういうことが大事じゃないかと考えておるわけでございまして。したがって、今度四十年度におきましても、そういう点を考えまして、約一割の増加をはかりました。三十九年度におきましては、二割の交付金の増額をはかってまいりました。

○安井委員 いまの林政部長の御答弁にあったようなことでもけっこうだと私は思います。資付金とあれを即座にくっつけるというのは少し話が強過ぎるかもしれないが、少なくとも固定資産税の評価と同じような性格であります交付金の基礎になりまします評価とが、一致することではなければおかしいと思はうわけです。そのための一致点が見出されれば、いまの六億円やそのらの交付金で糊塗されているというようなことではないと私は思うわけです。七百万町歩もあつてた六億円しか所在市町村に金がいていないというこの現実、私はどう考えてもおかしいと思はうわけです。これはぜひ評価がえを進めるといふような段階の中から交付額を引き上げる、結論は交付額を引き上げることだと思はうのです。その筋道があると思はいますけれども、交付額を引き上げる、そういう努力を、もう四十年度はちよつとこれは無理だと思はいますが、四十一年度を目標としてぜひやっていたいだきたいと思はうのです。どうでしょう。

○簡井説明員 一言申し上げたいと思はいますことは、必ずしも固定資産税と同じ形になっておらない。先ほど申されましたように、保安林は固定資産税の場合におきましては課税の対象になっておりませんが、私のほうで国有林野の場合におきまして交付金の場合には対象にいたしておると

いうことでございまして、国有林におきましては相当の面積が保安林になっておるといふような関係もございませぬけれども、それを入れて交付金を配つておる、こういうことでありまして、必ずしも交付金と固定資産税の課税とは性格が同一であるというのではないと思はいます。そういうことでありまして、地元の財政的な強化、あるいは国有林との有形無形の協力関係、こういうようなものも勘案いたしまして交付金というものをあつておるわけでございまして、いろいろの問題点は多くございませぬけれども、四十一年度以降というのはこれからでございますので、先生のお話もございまして十分検討させていただきます、かように思っております。

○安井委員 まだ、私も保安林との関係の問題について御答弁がありました点について、反論をしたいわけですが、あとの時間がありますのでやめます。いずれにしても、保安林の問題は、固定資産税の部面でも問題が残っていると思はうのですが、そういう国家的な性格については別途な措置がまた必要なんです。そういうような形での措置するということが私は必要ではないかと思はうのです。その点は触れないにいたしても、やはり四十一年度ははつきり増額をする、そういうような方向で御努力をお願いしたいと思います。

○簡井説明員 御承知のように、第九條には、市町村長からそういう価格の修正の申し出をする規定、権限がございまして。そういうときには、われわれのほうでも努力をするというのが法律のたてまえでございまして、当然でございまして。

○安井委員 それでは、林政部長、けっこううで

次に、大臣が見えますまで二、三地方交付税の問題についてお尋ねをしたいと思はいます。清掃事業の問題で、標準団体の清掃費を若干増加してお

ります点は、三十九年度において初めて衛生費より清掃費を独立させて、それを四十年度においてまた増額をさせるというような点において、自治省の前進的な意図は私も認めます。しかし、その人員につきましても、三十九年度は資金支弁九人を入れて七十二人くらいであったが、四十年度は七十九人というふうな増加させていられるわけでありまして。しかし、清掃事業研究委員会の報告では百十五人というふうな数字が出ておるわけで、この点はもう少し実情に即した方向で将来において増員をしていく、こういうような方向で御努力をお願いしたいと思はうのですが、どうですか。

○柴田政府委員 その方向で検討したいと思はいます。

○安井委員 特別交付税の配分についてでありましたが、年度末に臨時の出費ができたというような場合は、すでにその年の特別交付税が配分済みであつて、都道府県の当局のほうに市町村長が申し出てももう手ばたきならぬのでどうにもなりません、そういうようなことで非常に困るというような例を聞くわけでありまして、その点はどうか。

○柴田政府委員 その点は御指摘のとおりでございまして、実際問題としては困る場合が多々あるのでございませぬけれども、年度内に交付金を送りませんと市町村は最終予算を調整して処理するのに困りますので、大体特別の事由がない限りは二月末でもって、二月中に交付金の現金を送るといふ形になっておるわけでありまして。実際問題としてしましては、これは幾らかをとめておいて残れば繰り越すというふうな制度ではございませぬで、要するに、普通交付税の補完でございまして、あり金を全部配つてしまふわけではございませぬ。したがって、年度内に現金を届かすということにしてまいりますと、ぎりぎり一ぱいの年度末になつてしまふので、そこで御指摘のような問題が起るわけではございませぬけれども、実際問題としてしましては、翌年度の特別交付税を計算いた

します場合に、その事由を加算をして考慮に入れて、その間はつきまか何かで一時的には支弁をしておる、こういう仕組みをとつていかざるを得ないのであります。従来からもそういうことでやつておるわけでございませぬけれども、ちよつと技術的にそれを除去する方法は現在のところむずかしいと思はいます。

○安井委員 翌年度の配分の中に前年度の交付後における分は現に入れておる、将来とも入れる計算の方向でいく、こういうことですか。

○柴田政府委員 そのとおりでございまして。

○安井委員 住民税の本文方式に統一したことによつて減収補てん債の発行を許しているわけですね。これについて、昨年度発行した分は本年は二割方落ちるわけでございませぬが、これに対する補てん措置が今度の交付税法の改正の中にも織り込まれておるわけでありませぬが、それは改定を行なつた団体だけなのか、それとも一律に見込むというふうな形で全般的にわたつてしまふのか。後者の場合でありますと、つまり二割方の起債収入が減つてしまつたところだけにびつちり補いがいくということにならないのではないかと、こういう点、若干心配であります、もう少し御説明願ひたいと思はいます。

○柴田政府委員 御指摘のように減収補てん債の漸減分につきましては、これを普通交付税の中に取り込みまして、普通交付税でございませぬので、技術的におっしゃるようなことに若干なるわけでございませぬ。これは技術上どうしても避けがたい。その漸減するところだけに適確に普通交付税がいくというところは技術上むずかしいのであります。したがって、その間のでこぼしは特別交付税をいたします際に多少調整を行なう必要があるのかと感じております。

○安井委員 いまの御答弁は、普通交付税で十分措置できない部分が残つた場合には、その分をきつちり計算をして特交の中に見込む方法を講ずる、こういうことですね。

でございますから、地方の財政もやはり国にマッチして引き締め基調にならざるを得ないというところで、今回の地方財政規模は一五・一ということになりまして、百四十五億ということになったわけでありまして。

これは国の財政が許せば、多いにこうしたことはございませぬが、国の財政も非常に窮屈でございますし、またその中で各種の社会保障その他の仕事もしなければなりませんから、目下のところは、現在私どもが要求をいたしまして、御審議を願っております。六のアップ、すなわち百四十五億増の交付税でやむを得ないか、かように存じております。将来国の財政が許すに従いまして考えていきたいと思ひます。

○中馬委員長 ほか質疑はありませぬか。なければ、本案についての質疑は終了いたしました。

○中馬委員長 この際、委員長の手元に地方交付税法の一部を改正する法律案に対し川村継義君外二名から修正案が提出されております。

地方交付税法の一部を改正する法律案に対する修正案
地方交付税法の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

第六條の改正規定中「百分の二十九・五」を「百分の三十二」に改める。

本修正の結果必要とする経費は、約六百億円の見込みである。

○中馬委員長 提出者から趣旨の説明を聴取いたします。川村継義君。

○川村委員 私は日本社会党を代表いたしました。ただいま議題となりました地方交付税法の一部を改正する法律案に対する修正案の提案理由を

御説明申し上げます。

地方財政は近來悪化の一途をたどつています。昭和四十年度においては、地方公共団体の財政需要は、道路事業をはじめとする各種公共事業の増大、社会保障制度等の施策による負担増で、ばく大なものとなります。また、地方公務員の給与改定の平年度化等により増加する給与費等も相当額のほり、しかも、主として国の施策による地方財政の需要額は、今後、年を経ることに増大することが予想され、ますます地方財政に対する重圧となり地方自治体の活動を大きく拘束することになるものであります。したがって、これらに対応する財源を関係地方公共団体に十分付与する必要があるものであります。

本年度、政府は地方交付税率を二八・九%から二九・五%に引き上げたのであります。その交付金の伸び率は前年度比、わずか一二・三%にとどまっております。とうてい地方の財政需要には追いつかないことは明らかであります。

次に、交付税配分において基準財政需要の算定上、道路、港湾等の公共事業費、特に産業基盤強化に力を注いできていることは数年来の傾向であります。生活基盤強化、住民福祉面における単位費用の積算など、なお多くの不合理不十分があります。たとえば、幼稚園を例にしてみますと、幼児を保育し、適切な環境を与えて、その心身の発達を助長することは、現在、国策として緊急な課題となっております。現在、国策として緊急な課題となつてはいるのであります。しかし、現在幼稚園費は教育費の中で、その他の教育費として全く無視せられてゐるのが実態であります。幼稚園教育の重要性、園児数の増大等から考えても、幼稚園という経費の種類を新しく設け、経費算定の合理化と経費の一その充実をはかり、全国の市町村が幼稚園を、その人口に応じて、こそ適切に設置することが必要であります。

これから地方財政の健全化、財源の充実、交付税制度の改善のためには、地方交付税の税率はさらに引き上げられるべきであり、それによつて初めて交付税制度の目的である財源偏在の調整と財源保障の機能達成が可能になると思ふのであります。

す。

ここに、政府案の二九・五%をさらに三二%に改正し、交付税額を増額するため本修正案を提案いたしました次第であります。この措置により約六百億円の交付税の増額になります。

○中馬委員長 以上で修正案の趣旨説明は終わりました。

この際、川村継義君外二名提出の修正案については、国会法第五十七條の三の規定によりまして、本修正案に対する内閣の意見を聴取いたします。吉武自治大臣。

○吉武國務大臣 昭和四十年度の地方財政については、地方財政の現況にかんがみ、種々検討を加えた結果、地方交付税の繰り入れ率を〇・六%引き上げようとしてゐるものであります。国の財政事情等もあり、これをさらに引き上げることが困難であると考へられますので、にわかに賛成することはできません。

○中馬委員長 これより、地方交付税法の一部を改正する法律案及びこれに対する修正案を一括して討論に付します。

討論の申し出がありますので、順次これを許します。大石八治君。

○大石(八)委員 私は、ただいま議題になつております地方交付税法の一部を改正する法律案につきまして、自由民主党を代表して、政府原案に賛成し、日本社会党提出にかかる修正案に反対の意見を述べたいと思ひます。

昭和四十年度の地方財政計画にも示されてゐるように、明年度の地方財政におきましては、道路整備事業等の公共事業費、生活保護費等の社会保障関係経費、給与改定の平年度化等による給与関係経費などが相当に増加しております。このほか、市町村の清掃関係費の増加や市町村民税減税補てん償の漸減に伴う弱小市町村の行政水準の低下を防ぐため所要経費の増加もございませぬ。

のよな国の予算や制度の改正に伴う地方団体の財政負担の増加に対処するため、昭和三十七年度以降据え置かれていた国税三税に対する地方交付税の繰り入れ率を、明年度から〇・六%引き上げを、二九・五%に改め、地方交付税の総額の増加をはかつております政府原案の趣旨は、まことに時宜を得たものとして賛成の意を表するものであります。

日本社会党の修正案は、交付税の繰り入れ率をさらに引き上げ、地方行政の水準を高めようとするものであります。国家財政の現状もあわせて考えますならば、現段階においては、さらにこれ以上引き上げを望むことは困難であり、これらの点は、地方を通ずる財政全般との関連において検討すべきものと思ひます。

以上申し上げました理由によりまして、私は政府原案に賛成し、日本社会党提出の修正案に反対するものでございませぬ。

○中馬委員長 次に、細谷治君君。

○細谷委員 私は日本社会党を代表いたしました。ただいま議題となつております政府提案の地方交付税法の一部を改正する法律案に反対し、日本社会党提案の修正案に賛成の意見を述べたいと思ひます。

まず第一に、近年の地方財政の実情はまことに憂慮すべきものでございませぬ。昭和四十年度の地方財政計画を見ますと、自治省が最低と見積もつた財政計画の試算、それを約九百億円も圧縮しなければならぬ、こういうような地方財政計画ができたのがやはり雄弁に物語つておると思ひます。

さらにその地方財政計画を見ますと、一例としてございませぬけれども、地方団体に対して物価の値上げを抑制するように協力しつつある政府自体が、高等学校の授業料を一気に二百円も引き上げる、こういうような態勢を、条件を、地方財政計画を通じて、あるいは地方交付税法の改正を通じて推進する結果を招来しようとしたのでございませぬ。

昭和四十年四月六日印刷

昭和四十年四月七日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局